

令和2年度社会福祉に関する要望事項（栃木県）

団体名 栃木県社会福祉法人経営者協議会

No.	新規要望 に○印	要望項目	要望の概要	要望項目の現状と課題	要望事項を実施することによる効果
1-1		社会福祉法人の原則非課税制度の堅持について	社会福祉法人に対する法人税、市町村民税等の原則非課税制度の堅持について、県からも国に対し要望していただきたい。	公益性・非営利性、純粋性・公共性などの基本的性格をもつ社会福祉法人に対し、従前から、原則非課税の優遇措置がなされてきたが、民間企業の参入もあり、見直しの動きがある。	社会福祉法人の社会的貢献がこれまで以上により期待できる。
1-2		「福祉施設経営指導事業費補助金」の継続及び充実について	<p>次の経費の継続及び充実を要望いたします。</p> <p>1 経営指導員配置経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専任指導員1名（福祉行政経験者等） ・ 兼任指導員4名（弁護士、税理士、社会保険労務士） <p>2 経営指導諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設訪問や中央での研修会に参加するための経費 	<p>（令和元年度）</p> <p>1 来所、電話、訪問による相談 相談件数 795件</p> <p>2 集団指導（研修会）の開催 年8回開催 568名参加</p> <p>3 個別指導会の開催 8法人参加</p> <p>4 情報提供（経営協支援・活動情報） 全国「経営協情報」73号</p> <p>（課題）社会福祉法人では、会計や労務管理等運営上の問題点が多数あり、経営指導の必要性は高い。</p>	諸制度の改正・施行により社会福祉法人の経営形態は、多様化する傾向にある中で、県内の社会福祉法人からの相談に適切に対応することができる。

No.	新規要望 に○印	要望項目	要望の概要	要望項目の現状と課題	要望事項を実施することによる効果
1-3		<p>社会福祉法等改正に伴う、情報提供や指導・支援の適切な実施について</p>	<p>社会福祉法等の改正により、社会福祉法人は様々な対応が求められることになる。</p> <p>より良い法人・施設経営を目指して円滑な対応を図るためには、県からの迅速な情報提供や適切な指導・支援が不可欠であるため、積極的かつ迅速な対応を要望いたします。</p> <p>特に、情報の入りにくい小規模法人等への配慮をお願いします。</p>	<p>法改正等に伴い政省令等が今後発出された場合、対応すべき事項が膨大であり、適切に対応するためには、引き続き県関係課からの積極的で迅速な情報提供や指導・支援が必要である。</p>	<p>法改正に迅速に対応することにより、サービス対象者や地域のニーズに的確に応えることができる。</p>
1-4		<p>社会福祉施設及び社会福祉法人に対する検査指導内容の平準化・効率化の促進について</p>	<p>社会福祉法人・福祉施設に対する検査指導内容について、市への権限移行により実施機関によってばらつきが見られ、対応に苦慮する場面がある。</p> <p>検査指導内容の平準化や、検査指導の効率的な実施に向けて、県から積極的に市への助言等を行っていただきたい。</p>	<p>複数の市町に跨って施設経営を行っている法人では、検査を実施する行政機関により検査指導の内容に差異が生じる場合があり、対応に苦慮している。</p> <p>また、社会福祉法人制度改革への対応が着実に進んでいるが社会福祉法人では、様々な対応が必要になっており、実施機関の間で施設監査における指導内容の差異やローカルルールが生じる心配がある。</p>	<p>一層、適正かつ円滑な施設・法人運営を行うことができる。</p>

No	新規要望 に○印	要望項目	要望の概要	要望項目の現状と課題	要望事項を実施することによる効果
1-5		<p>地域における公益的な取組の実施に対する理解・支援について</p>	<p>社会福祉法人制度改革により、地域における公益的な取組の実施が社会福祉法人の責務として規定された。</p> <p>当取組は、社会福祉法人が地域のニーズや経営施設の特性等に基づき、地域との連携の中で主体的に行っていくことになるが、地域福祉のきめ細かな展開にとって重要な取組であることから、実施には行政の理解と支援は不可欠である。</p> <p>情報の迅速な提供や市町への指導等、県の積極的なご理解・ご支援をお願いいたします。</p>	<p>具体的な取組の実施に向けて、県域での取組の検討会実施や経営協の「1施設1実践」運動の展開等様々な活動を行っているが、各法人間で理解や意識にかなりの温度差がある状況である。また各市町にも理解や法人との関わりに差異があると思われる。</p> <p>今後、取組を適切に推進していくためには、引き続き県関係課からの積極的で迅速な情報提供や市町や法人・団体等への指導・支援が必要である。</p>	<p>多様で地域のニーズに対応した公益的な取組を速やかに展開することにより、地域福祉の充実につながる。</p>
1-6		<p>介護職機能分化等推進事業の周知・申請の促進について</p>	<p>「介護職機能分化推進事業」において、全国的にも申込件数が少ないことから、実施主体である都道府県、中核市において更なる制度の周知を行い、各法人事業所から申請を行いやすい環境の整備をお願いしたい。</p>	<p>各法人事業所への事業の周知不足やこういった事業が申請対象となるのかが良く分からない点が多いことから、再度、事業趣旨の周知や申請対象の具体例を示していく必要がある。</p>	<p>今後、更に不足すると思われる介護人材において、既存職員のレベルアップや生産性の向上、また、介護助手等多様な人材を呼び込み、育成していくことによって、介護職の質の向上や定着につながる。</p>

No.	新規要望 に○印	要望項目	要望の概要	要望項目の現状と課題	要望事項を実施することによる効果
1-7	○	<p>新型コロナウイルス感染症対応における福祉サービスの維持・継続に必要な財政支援及び支援制度の構築について</p>	<p>①福祉サービスの継続に必要な臨時・応急的な財政支援策を講じてください。</p> <p>②福祉サービスが維持・継続できる対応方針及び体制の構築をお願いしたい。</p> <p>③すべての福祉サービスにおいて、感染者への対応を前提とした公費の拡充をお願いしたい。</p> <p>④感染拡大防止と利用者の重症化防止に向けて、優先的なPCR検査等の実施と早期の医療対応が図られるよう、医療体制の拡充と支援策を講じてください。</p>	<p>①国の第2次補正予算で介護・福祉分野が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象に追加されたが、対象となっていない項目への弾力的な交付金の使用について国へ働きかけをお願いしたい。</p> <p>②事業所内で感染者が発生した場合、事業の維持・継続が困難となるため、対応方針や事業所間応援体制の構築を検討していただきたい。</p> <p>③感染症発生時のみならず、感染症に備えた職員の確保、衛生用品や資機材の購入、ゾーニング等に要する整備費補助等、必要な財政措置及び現行措置の弾力化や拡充をお願いしたい。</p> <p>④蔓延防止の観点から、利用者並びに福祉従事者の優先的なPCR検査等の実施とともに、利用者の重症化防止に向けて早急に適切な医療対応が受けられるようお願いいたします。</p>	<p>恒久的に福祉サービスが提供されることにより、利用者並びに福祉従事者が安全に安心して過ごすことができる。</p>